

令和2年度

広聴活動の実績

市 民 部 広 聴 課

令和3年9月

目 次

	ページ
第 1 章 組織・事務事業.....	1
第 2 章 市政懇談会.....	3
第 3 章 タウンミーティング.....	7
第 4 章 市民意見箱.....	8
第 5 章 陳情・要望.....	14
第 6 章 窓口・電話・メール等による広聴.....	17
第 7 章 施設めぐり・庁舎見学.....	21



川越市マスコットキャラクター
ときも

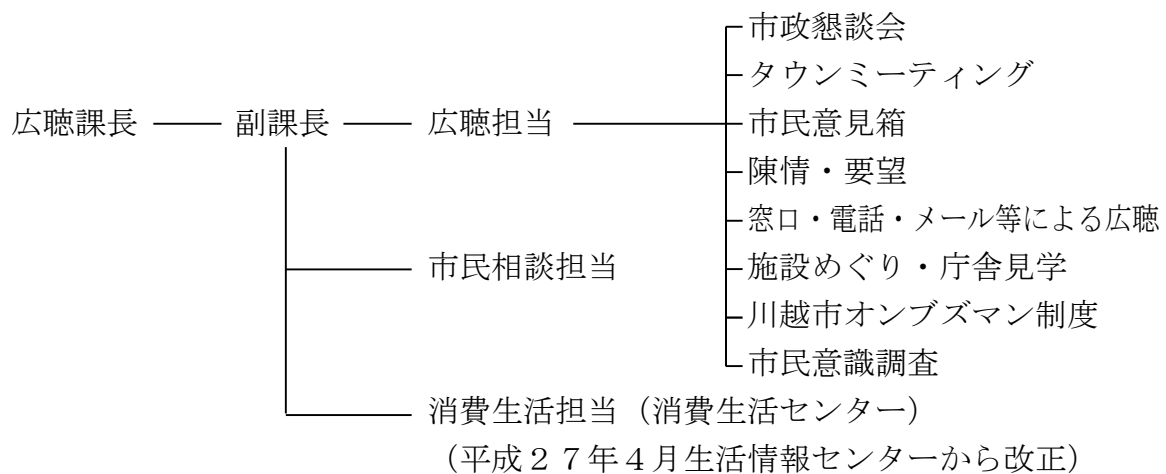
第1章 組織・事務事業

1 沿革

平成 6 年 4 月 1 日	組織改正により広聴課を設置
平成 15 年 4 月 1 日	組織改正により広聴広報課を設置
平成 19 年 4 月 1 日	組織改正により広聴課を設置

—以下 令和2年度—

2 機構・人員及び事務事業



3 主な事業概要

(1) 市政懇談会

市長と市民が直接対話を行い、市民の要望・意見を聴くとともに、市政に関する情報を提供しながら、市政に対する市民の理解と協力を求める。主に各種団体を対象に実施している。平成6年から実施。

(2) タウンミーティング

市長と市民が直接対話を行い、市民の立場に立った公正・公平な市政運営に活かすことを目的に実施している。平成21年3月から実施。

(3) 市民意見箱

市内27か所に市民意見箱を設置し、市政に対する意見を直接市長に寄せてもらう。郵送、ファクス、「市政への提案フォーム」から寄せられたメールについても、市民意見箱に投かんされた文書として取り扱う。平成21年4月から実施。

(4) 陳情・要望

各種団体等の陳情・要望を受け付けている。

(5) 窓口・電話・メール等による広聴

窓口・電話・メール等によって寄せられる意見や問い合わせに対して、所管課に情報提供したり、対応を依頼したりしている。

(6) 施設めぐり・庁舎見学

市民に市の施設や事業を見学してもらい、市政への理解や認識を深めてもらう。原則として、団体からの申込みにより実施している。

(7) 川越市オンブズマン制度

3人のオンブズマンで組織する川越市オンブズマン会議が、市政に対する苦情を、公正・中立の立場から処理することで、市民の権利利益を擁護し、信頼される市政の推進を図っている。平成9年8月から実施。

(8) 市民意識調査

市民の行政に対する意向・要望・生活環境・重点施策・定住意識等の実情を的確に把握し、今後のまちづくりをすすめていくための基礎資料とするなど、市政に活用するため、概ね3年ごとに実施する。直近では平成30年度、その前では平成27年度に実施。

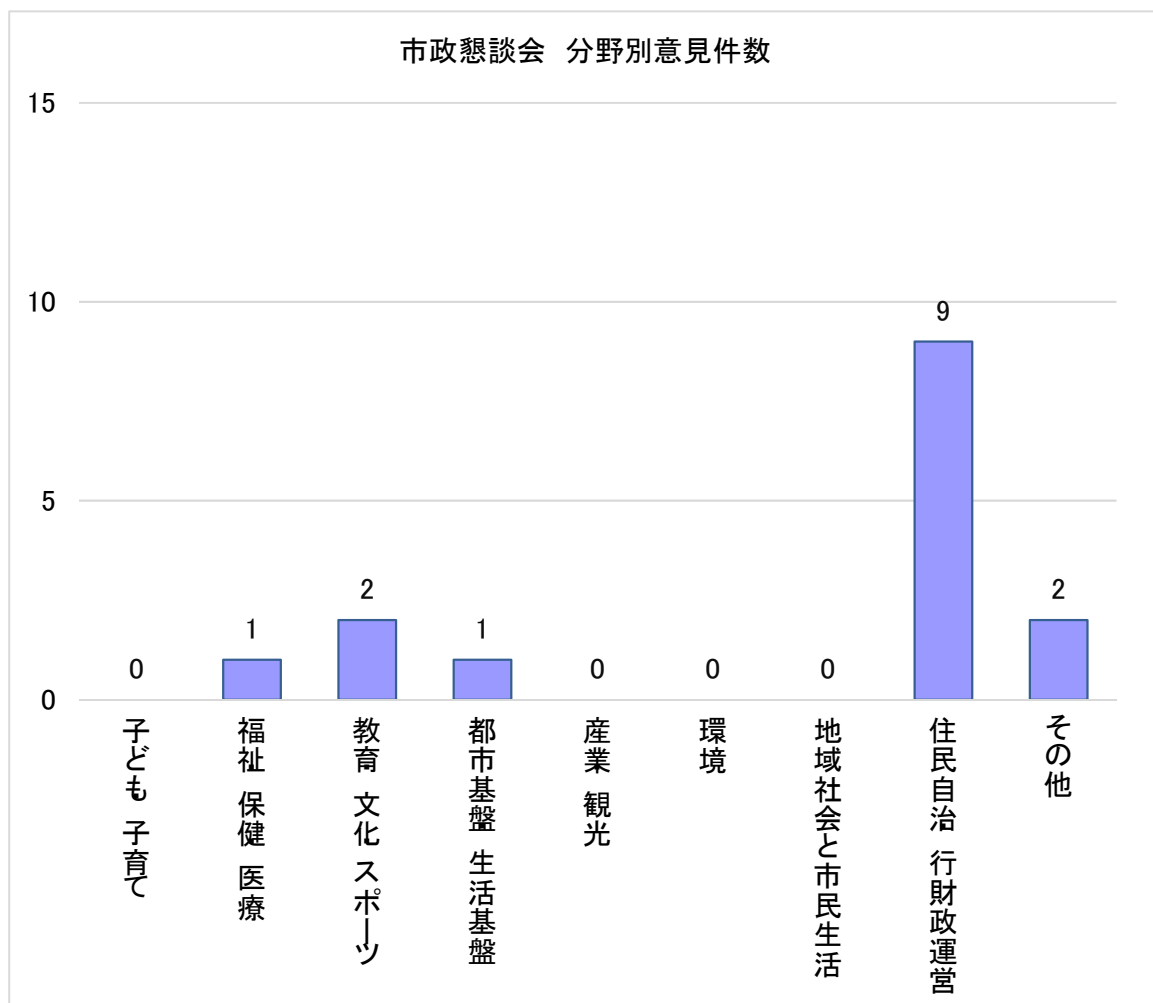
第2章 市政懇談会

1 市政懇談会 開催状況

	対 象 団 体 等	開 催 日	開催時間	会 場	参加 者数	意見 件数
1	川越市建設業協会	令和2年 11月16日	14時00分～ 15時00分	迎賓室	11	6
2	コープみらい	令和2年 11月20日	15時00分～ 15時30分	迎賓室	4	3
3	川越市建設産業団体連合会	令和2年 11月30日	10時00分～ 11時30分	迎賓室	10	6
合 計					25	15

2 市政懇談会 分野別意見件数集計表

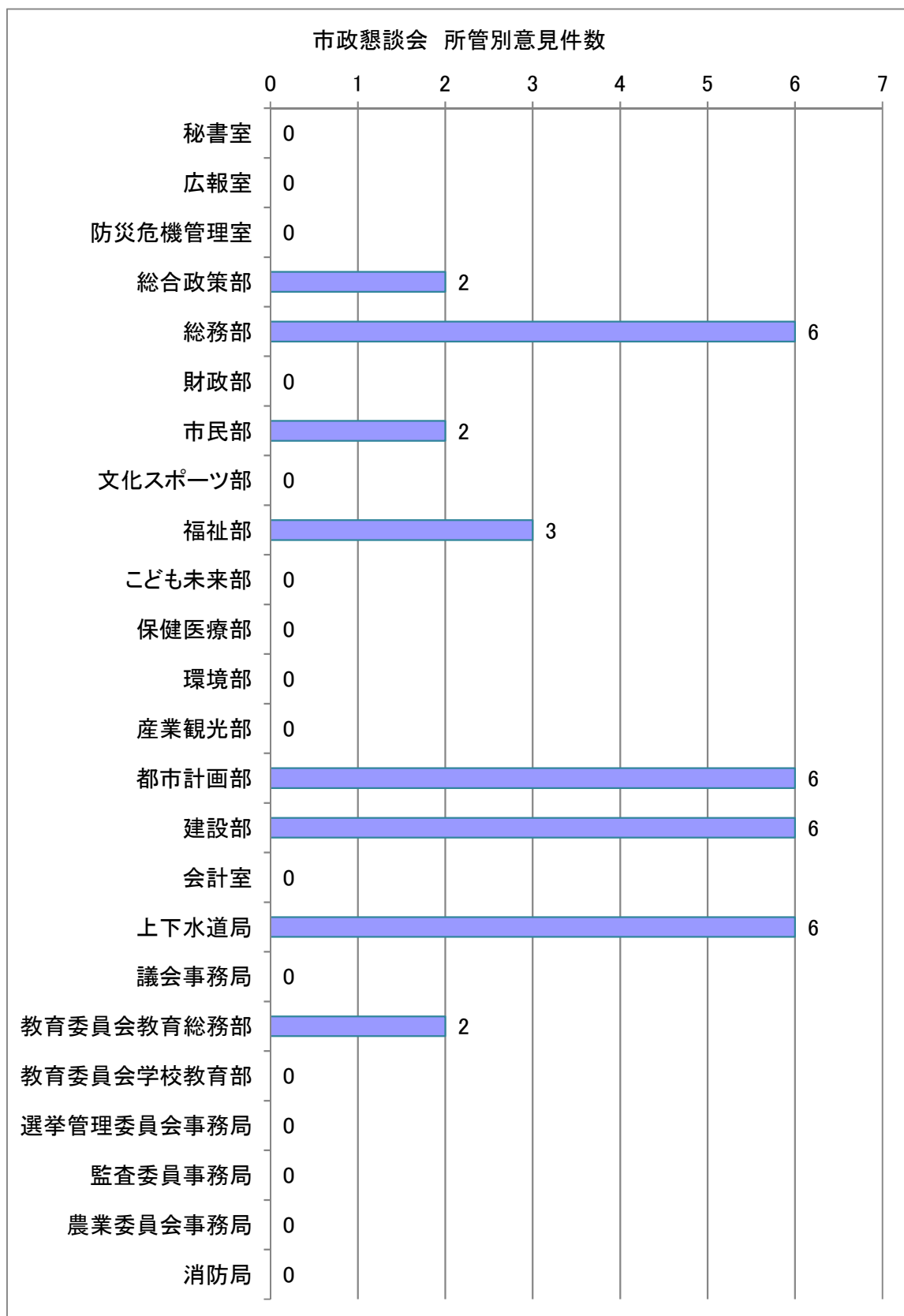
分 野	意見件数
子 ど も ・ 子 育 て	0
福 祉 ・ 保 健 ・ 医 療	1
教 育 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ	2
都 市 基 盤 ・ 生 活 基 盤	1
産 業 ・ 観 光	0
環 境	0
地 域 社 会 と 市 民 生 活	0
住 民 自 治 ・ 行 財 政 運 営	9
そ の 他	2
合 計	1 5



3 市政懇談会 所管別意見件数集計表

所 管	意 見 件 数
秘 書 室	0
広 報 室	0
防 災 危 機 管 理 室	0
総 合 政 策 部	2
総 務 部	6
財 政 部	0
市 民 部	2
文 化 ス ポ ー ツ 部	0
福 祉 部	3
こ ど も 未 来 部	0
保 健 医 療 部	0
環 境 部	0
産 業 観 光 部	0
都 市 計 画 部	6
建 設 部	6
会 計 室	0
上 下 水 道 局	6
議 会 事 務 局	0
教育委員会教育総務部	1
教育委員会学校教育部	0
選挙管理委員会事務局	0
監 査 委 員 事 務 局	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0
消 防 局	0
合 計	32※

※1件の意見に複数の所管が関係していることがあるため、分野別意見件数とは一致していません。



第3章 タウンミーティング

1 タウンミーティング 開催状況

	テ ー マ (対 象)	開 催 日	開催時間	会 場	参加者数	意見件数
—	—	—	—	—	—	—
合 計					0	0

※タウンミーティングについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

第4章 市民意見箱

1 市民意見箱 設置施設一覧

	設 置 施 設		設 置 施 設
1	川越市役所	1 5	川越駅西口連絡所 ※1
2	西文化会館	1 6	総合福祉センター
3	南文化会館	1 7	総合保健センター
4	芳野市民センター	1 8	中央公民館
5	古谷市民センター	1 9	南公民館
6	南古谷市民センター	2 0	北公民館
7	高階市民センター	2 1	高階南公民館
8	福原市民センター	2 2	霞ヶ関西公民館 ※2
9	山田市民センター	2 3	霞ヶ関北公民館
1 0	名細市民センター	2 4	大東南公民館
1 1	霞ヶ関市民センター	2 5	中央図書館
1 2	川鶴市民センター	2 6	西図書館
1 3	霞ヶ関北市民センター	2 7	川越駅東口図書館
1 4	大東市民センター		

※1 川越駅西口連絡所は南連絡所から令和2年6月8日に移設。

※2 霞ヶ関西公民館は令和2年4月1日に設置。

2 市民意見箱実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、市民の意見又は提案（以下「意見等」という。）の文書を投かんするための市民意見箱を設置することにより、開かれた市政及び対話の市政を推進することを目的とする。

（意見等の事項）

第2条 市民は、次に掲げる事項について意見等を投かんすることができる。

- (1) 市政に関すること。
- (2) 市民サービスに関すること。

（設置施設）

第3条 市民意見箱の設置施設は、別表のとおりとする。※

（意見等の投かん方法）

第4条 市民は、第2条に掲げる事項を任意の用紙に記入し、市民意見箱に投かんするものとする。

2 前項の用紙には、住所及び氏名を記入するものとする。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

※第3条の「別表」については省略します。

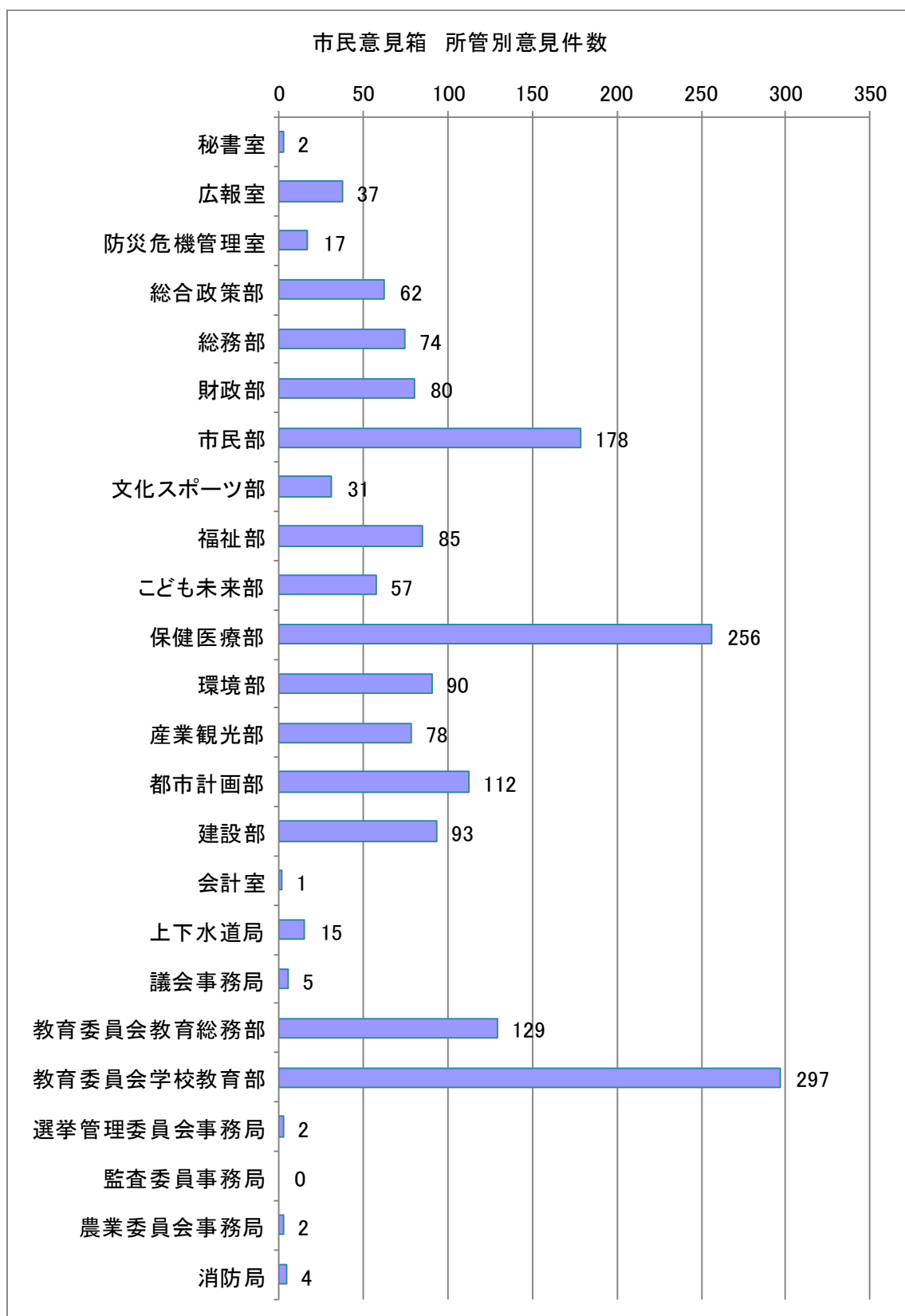
3 市民意見箱 施設別投かん件数

施 設	投かん件数
川 越 市 役 所	9 1 0
芳野市民センター	0
古谷市民センター	0
南古谷市民センター	8
高階市民センター	9 0
福原市民センター	1
山田市民センター	3
名細市民センター	3
霞ヶ関市民センター	1
川鶴市民センター	4
霞ヶ関北市民センター	0
大東市民センター	0
川越駅西口連絡所 (南 連 絡 所)	1 1
中 央 公 民 館	0
南 公 民 館	2
北 公 民 館	1
高 階 南 公 民 館	2
霞ヶ関西公民館	0
霞ヶ関北公民館	0
大 東 南 公 民 館	2
中 央 図 書 館	1 0
西 図 書 館	9
川越駅東口図書館	1
西 文 化 会 館	0
南 文 化 会 館	1
総合福祉センター	5
総合保健センター	1
合 計	1, 0 6 5

4 市民意見箱 所管別意見件数

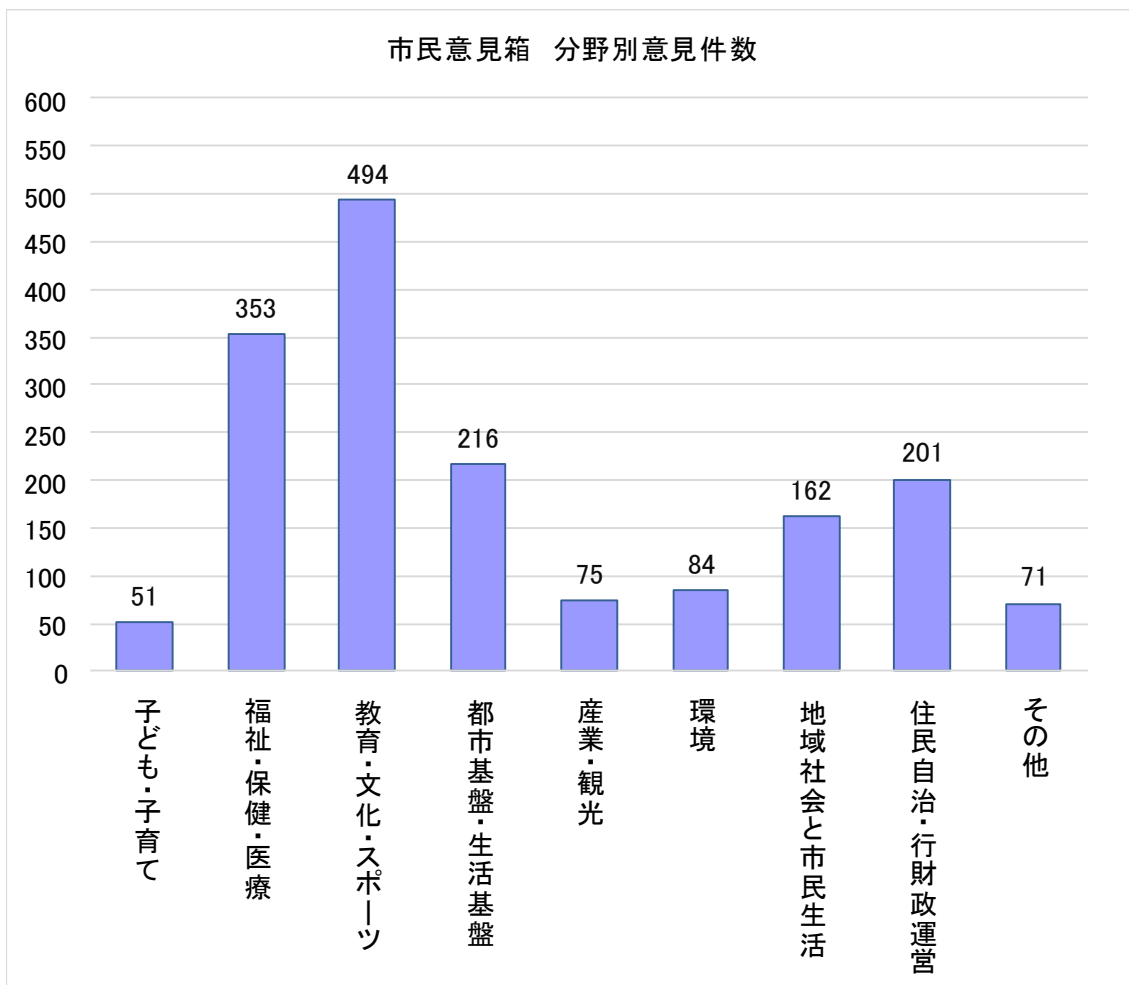
所 管	意見件数
秘 書 室	2
広 報 室	3 7
防 災 危 機 管 理 室	1 7
総 合 政 策 部	6 2
総 務 部	7 4
財 政 部	8 0
市 民 部	1 7 8
文 化 ス ポ ー ツ 部	3 1
福 祉 部	8 5
こ ど も 未 来 部	5 7
保 健 医 療 部	2 5 6
環 境 部	9 0
産 業 観 光 部	7 8
都 市 計 画 部	1 1 2
建 設 部	9 3
会 計 室	1
上 下 水 道 局	1 5
議 会 事 務 局	5
教育委員会教育総務部	1 2 9
教育委員会学校教育部	2 9 7
選挙管理委員会事務局	2
監 査 委 員 事 務 局	0
農 業 委 員 会 事 務 局	2
消 防 局	4
合 計	1, 7 0 7※

※1件の投かんに複数の意見が含まれていることがあるため、投かん件数とは一致していません。



5 市民意見箱 分野別意見件数集計表

分 野	意見件数
子 ど も ・ 子 育 て	5 1
福 祉 ・ 保 健 ・ 医 療	3 5 3
教 育 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ	4 9 4
都 市 基 盤 ・ 生 活 基 盤	2 1 6
産 業 ・ 観 光	7 5
環 境	8 4
地 域 社 会 と 市 民 生 活	1 6 2
住 民 自 治 ・ 行 財 政 運 営	2 0 1
そ の 他	7 1
合 計	※ 1 , 7 0 7



※ 1 件の投かんに複数の意見が含まれていることがあるため、投かん件数とは一致していません。

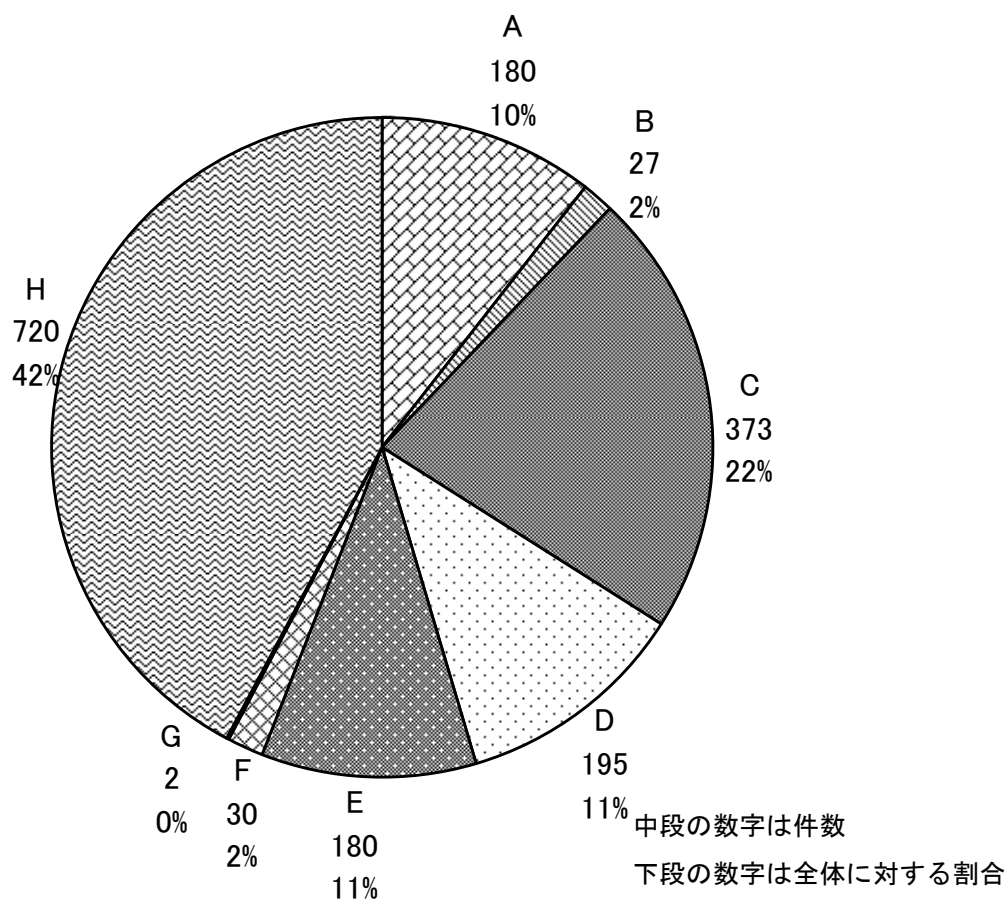
6 市民意見箱 検討結果区分別集計表

設 置 場 所	投かん 件 数	意 見 件 数	検 討 結 果 区 分							
			A	B	C	D	E	F	G	H
27 か所	1,065	1,707	180	27	373	195	180	30	2	720

(1) 記号説明

記 号	検 討 結 果 区 分 の 内 容
A	既に実施・解決・改善（変更）している。
B	今後実施・解決・改善（変更）する予定である。
C	実施・解決・改善（変更）に向け調査・検討・努力する、又は、している。
D	他の課・機関と協議、他の課・機関に要望・連絡する、又は、している。
E	実施・解決・改善（変更）は不可能・困難・不要なため、現状どおりとする。
F	内容が不確定なため回答できない、又は、述べられたような事実はない。
G	市の管轄外のため対応できない。
H	その他

(2) 検討結果区分の割合



第5章 陳 情 ・ 要 望

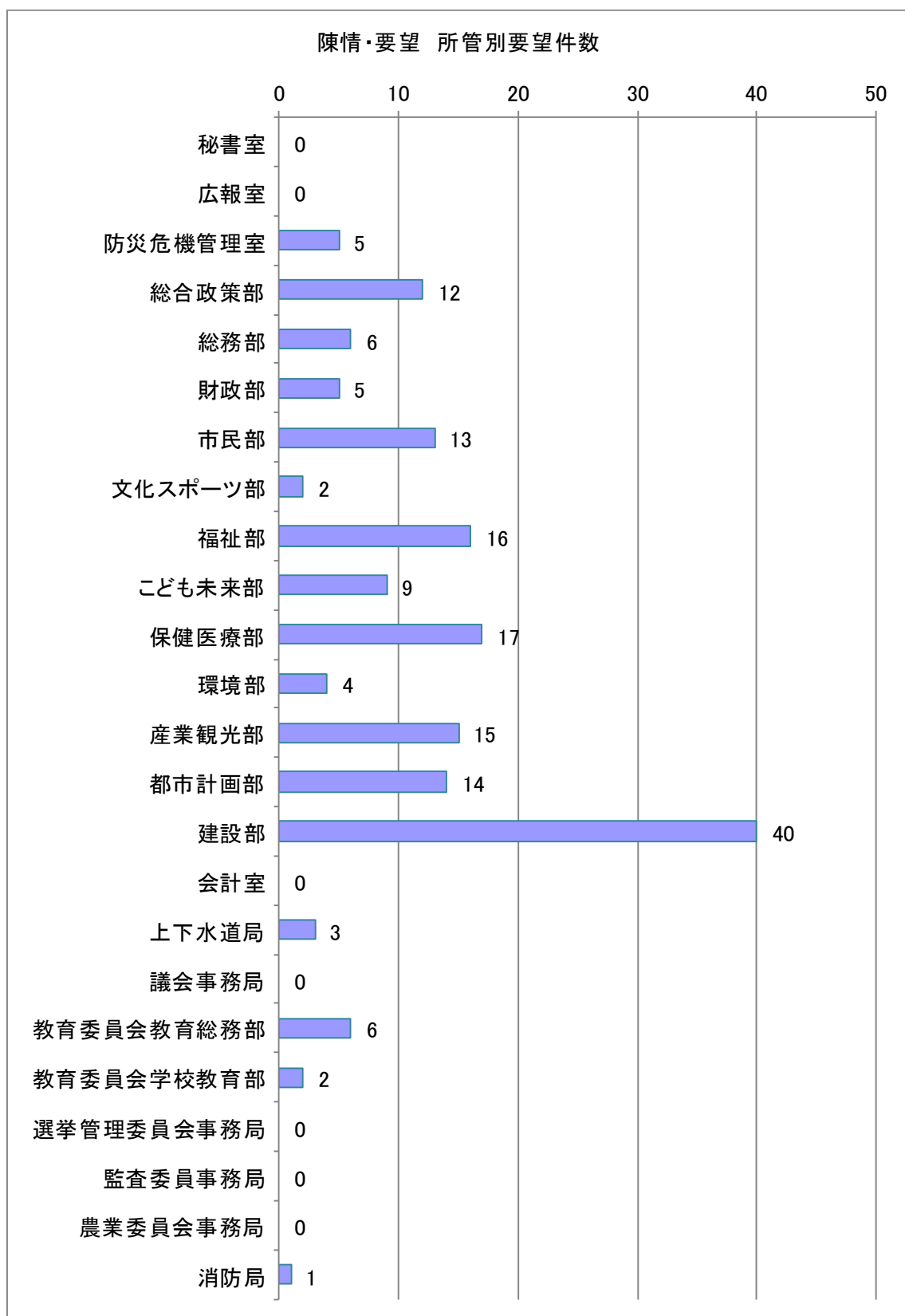
1 陳情・要望 地区別要望件数

地 区	要望件数
全 域	9 1
本 庁	1 3
芳 野	6
古 谷	8
南 古 谷	5
高 階	2 1
福 原	4
大 東	2
霞 ケ 関	2
霞 ケ 関 北	2
川 鶴	0
名 細	5
山 田	1 1
そ の 他	0
合 計	1 7 0

2 陳情・要望 所管別要望件数

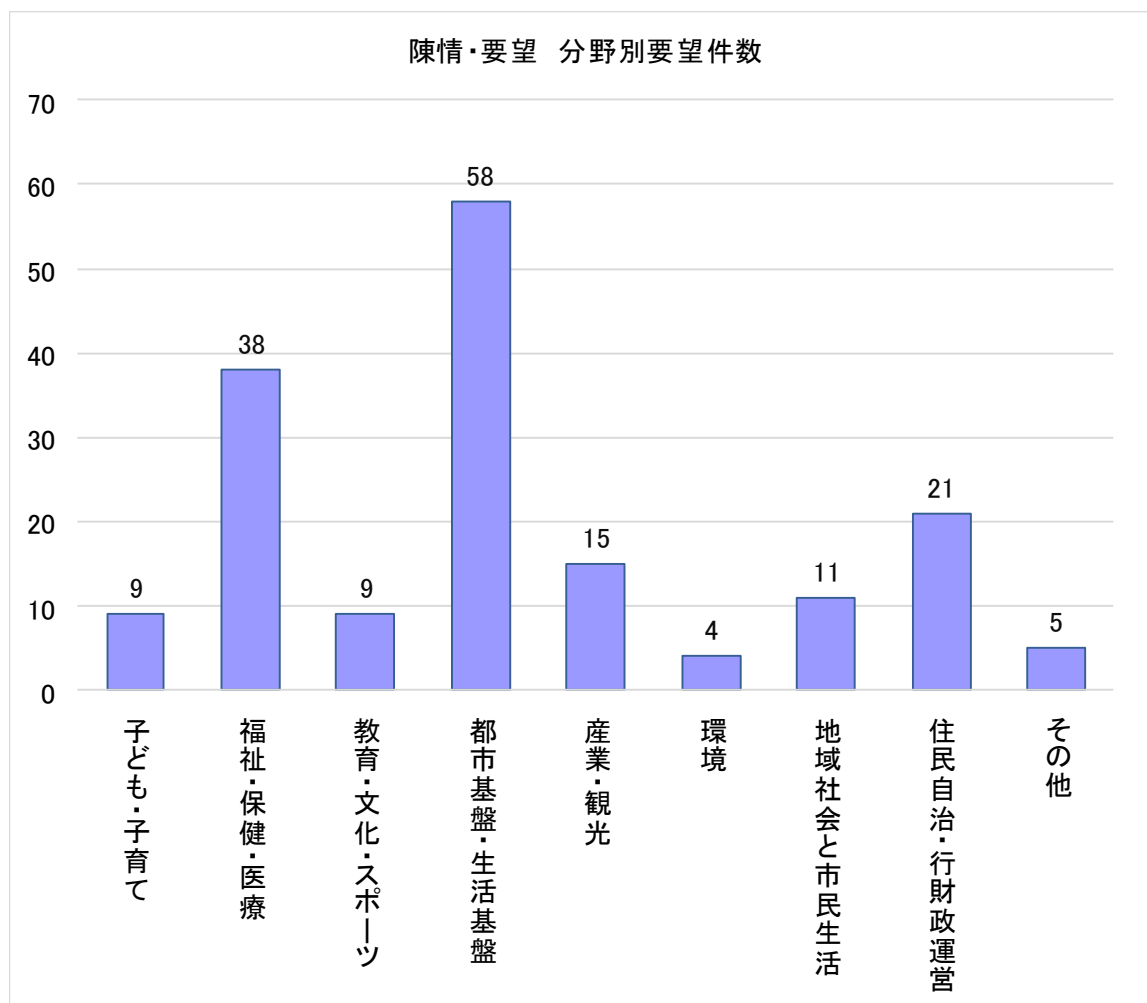
所 管	要望件数
秘 書 室	0
広 報 室	0
防 災 危 機 管 理 室	5
総 合 政 策 部	1 2
総 務 部	6
財 政 部	5
市 民 部	1 3
文 化 ス ポ ー ツ 部	2
福 祉 部	1 6
こ ど も 未 来 部	9
保 健 医 療 部	1 7
環 境 部	4
産 業 観 光 部	1 5
都 市 計 画 部	1 4
建 設 部	4 0
会 計 室	0
上 下 水 道 局	3
議 会 事 務 局	0
教育委員会教育総務部	6
教育委員会学校教育部	2
選挙管理委員会事務局	0
監 査 委 員 事 務 局	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0
消 防 局	1
合 計	1 7 0※

※複数の所管に係るものは、代表と思われる所管に算入しています。



3 陳情・要望 分野別要望件数集計表

分 野	要望件数
子 ど も ・ 子 育 て	9
福 祉 ・ 保 健 ・ 医 療	38
教 育 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ	9
都 市 基 盤 ・ 生 活 基 盤	58
産 業 ・ 観 光	15
環 境	4
地 域 社 会 と 市 民 生 活	11
住 民 自 治 ・ 行 財 政 運 営	21
そ の 他	5
合 計	※170

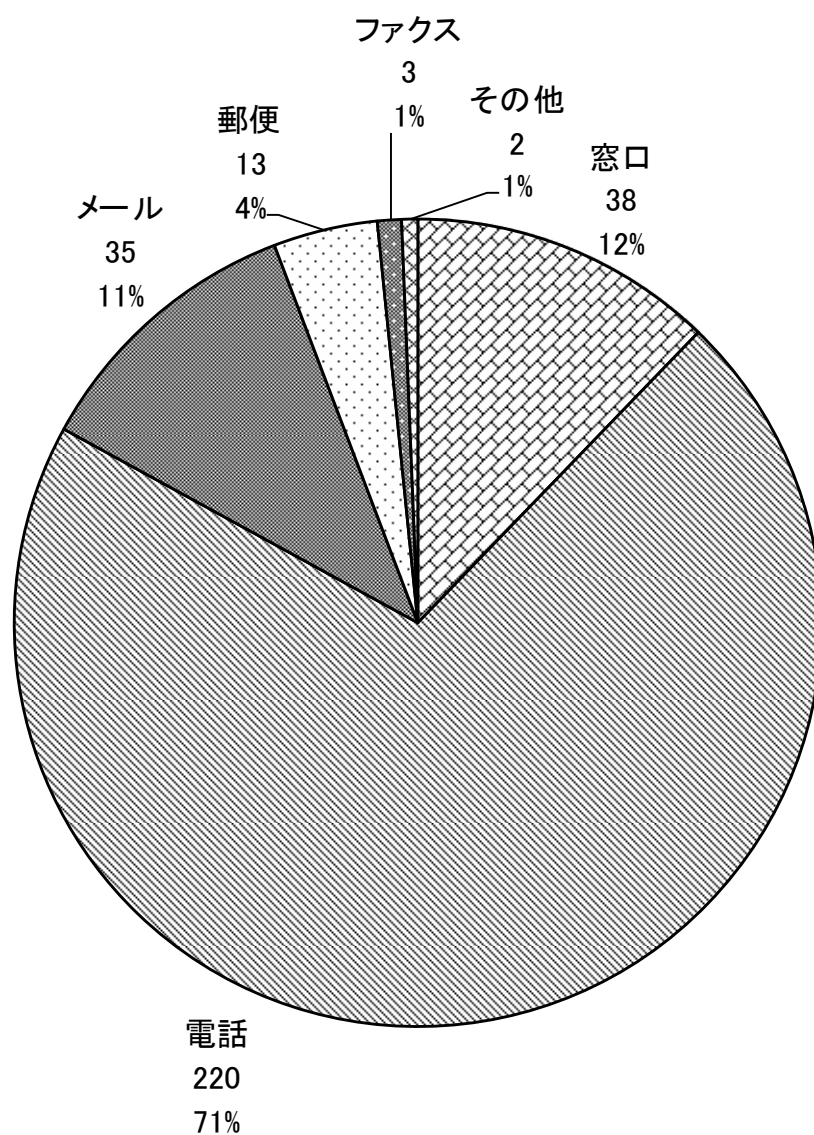


※複数の分野に関係するものは、代表と思われる分野に算入しています。

第6章 窓口・電話・メール等による広聴

1 窓口・電話・メール等による広聴 受付状況

意見件数	受 付 状 況					
	窓 口	電 話	メ ー ル	郵 便	ファクス	そ の 他
3 1 1	3 8	2 2 0	3 5	1 3	3	2

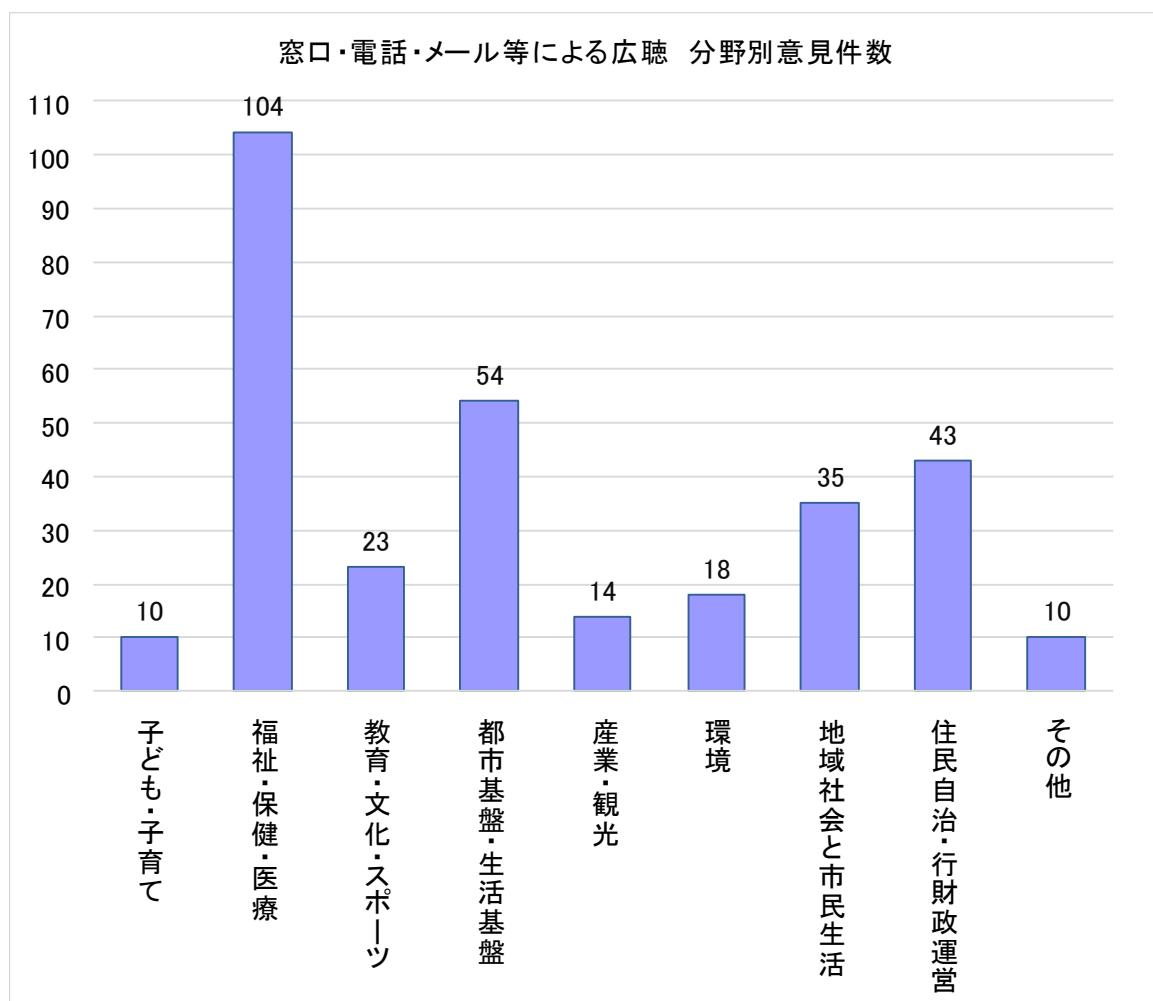


中段の数字は件数

下段の数字は全体に対する割合

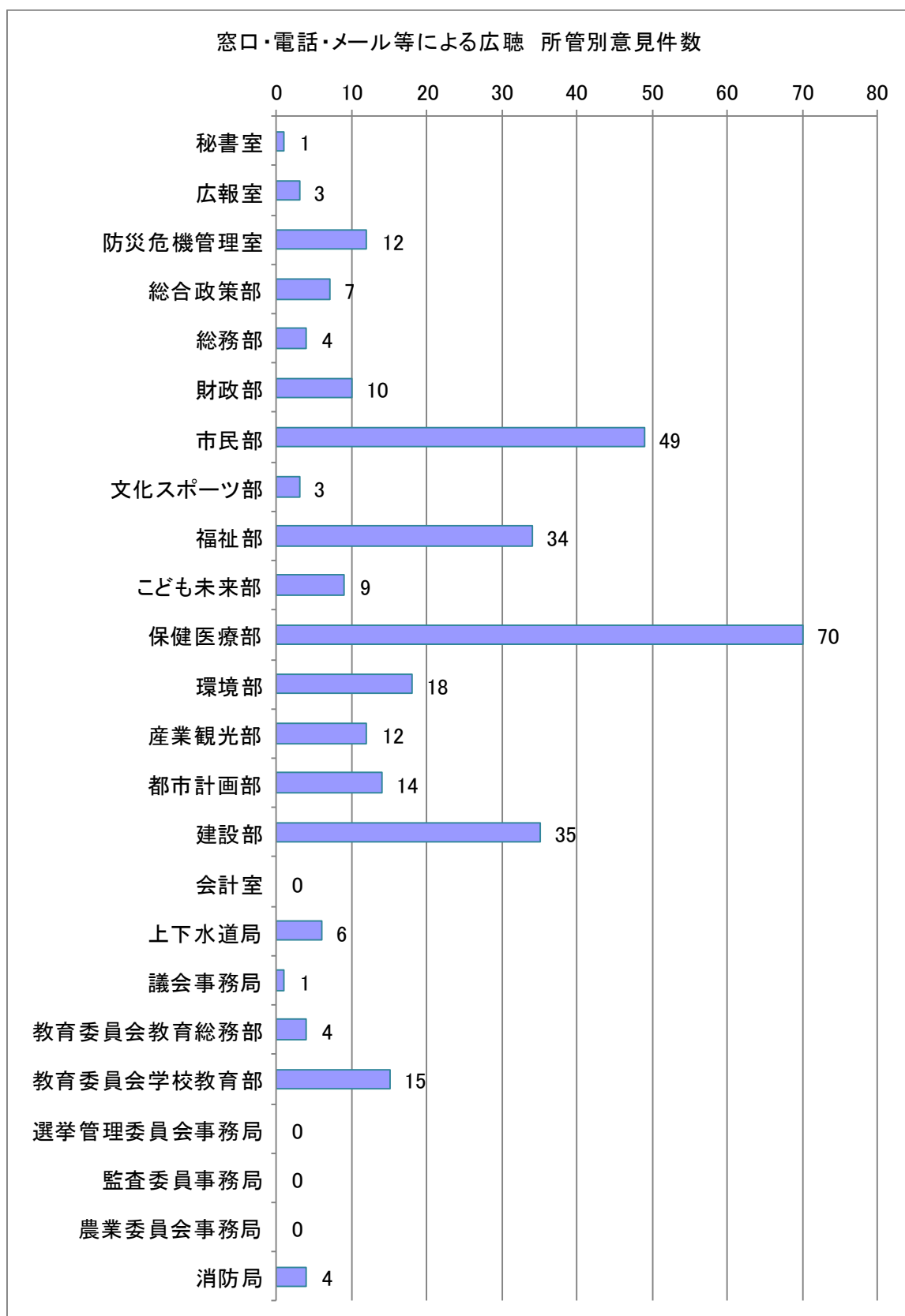
2 窓口・電話・メール等による広聴 分野別意見件数集計表

分 野	意見件数
子 ども ・ 子 育 て	10
福 祉 ・ 保 健 ・ 医 療	104
教 育 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ	23
都 市 基 盤 ・ 生 活 基 盤	54
産 業 ・ 観 光	14
環 境	18
地 域 社 会 と 市 民 生 活	35
住 民 自 治 ・ 行 財 政 運 営	43
そ の 他	10
合 計	311



3 窓口・電話・メール等による広聴 所管別意見件数集計表

所 管	意 見 件 数
秘 書 室	1
広 報 室	3
防 災 危 機 管 理 室	1 2
総 合 政 策 部	7
総 務 部	4
財 政 部	1 0
市 民 部	4 9
文 化 ス ポ ー ツ 部	3
福 祉 部	3 4
こ ど も 未 来 部	9
保 健 医 療 部	7 0
環 境 部	1 8
産 業 観 光 部	1 2
都 市 計 画 部	1 4
建 設 部	3 5
会 計 室	0
上 下 水 道 局	6
議 会 事 務 局	1
教育委員会教育総務部	4
教育委員会学校教育部	1 5
選挙管理委員会事務局	0
監 査 委 員 事 務 局	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0
消 防 局	4
合 計	3 1 1



第7章 施設めぐり・庁舎見学

1 施設めぐり・庁舎見学 実施状況

	回 数	参加人数
施設めぐり	—	—
庁 舎 見 学	—	—

※施設めぐり・庁舎見学については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

